

7 輸 国 第 4955号

関税割当公表第72号の2

令和8年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0401.10号に定義する「その他の乳製品」の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和8年4月1日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 「その他の乳製品」（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0401.10号、第0401.20号、第0401.40号、第0401.50号、第0403.20号、第0403.90号、第0404.90号、第1806.20号、第1806.90号、第1901.10号、第1901.20号、第1901.90号、第2101.12号、第2101.20号、第2106.10号及び第2106.90号に規定するもの）

ただし、令和8年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて（令和8年3月11日付け7輸国第4686号関税割当公表第72号。以下「手続公表」という。）の第2の3に基づく申請に対して割当てを行う物品は、関税率表第19類又は第21類に分類され、全重量に占める割合が水分3%未満の乾燥粉末であって、乳脂肪分25%以上40%以下、乳固形分50%以上65%以下及びしょ糖50%未満の砂糖を加えたもので、かつ、着香料を加えたものに限る。

(参考) 対象となる輸入統計品目番号 (財務省告示)

0401.10-110、0401.20-110、0401.40-110、0401.50-111、0401.50-121、  
0403.20-110、0403.20-120、0403.90-116、0403.90-117、0403.90-126、  
0403.90-127、0403.90-136、0403.90-137、0404.90-111、0404.90-117、  
0404.90-121、0404.90-127、0404.90-131、0404.90-137、1806.20-311、  
1806.90-311、1901.10-111、1901.10-121、1901.20-111、1901.20-116、  
1901.90-131、1901.90-136、2101.12-231、2101.12-236、2101.20-231、  
2101.20-236、2106.10-120、2106.10-130、2106.90-111、2106.90-112、  
2106.90-124、2106.90-125

2 割当数量<注> 133,940 トン

3 通関期限 令和9年3月31日

## 第2 その他

関税割当申請書の提出先及び提出の時期、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、手続公表によるものとする。

<注> 本公表に基づく割当ては、全乳換算数量により行うものとし、全乳換算数量は、当該物品の全重量のうちに占める乳脂肪分の割合に15.12を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちに占める無脂乳固形分の割合に6.59を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。

成 分	係 数
乳 脂 肪 分	15.12
無脂乳固形分	6.59